

千葉県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年7月18日

千葉市長 神谷俊一

名 称	所 在 地	廃止年月日
(歯科)		
優和歯科	千葉市中央区椿森 1-13-10	令和5年6月20日
(訪問看護)		
訪問看護ステーションつぼみ	千葉市花見川区幕張町 5-417-282 ドリーミィ幕張 305号室	令和5年7月31日